

シェアドアアクセス方式における残置回線に係る 接続料算定方法の見直しに関する進め方について

令和5年5月9日

事務局

- シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法については、論点提示（第65回会合）以降、関係事業者より、残置回線に係る「特殊な状況」は解消しているという観点等から見直しに賛同する意見があった（第66回会合・第67回会合）ものの、NTT東日本・西日本の示した**算定方法を見直す場合の接続料の試算及び原則として残置して再利用していくとの考え**（第67回会合）等を踏まえて、

- （1）算定方法を見直す場合の**接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響**についてどう考えるか
- （2）算定方法を見直す場合の**残置・撤去に係る判断**について、どのように整理すべきか

等の点について、引き続き検討を行っているところ（第69回会合（現状整理）、第70回会合（NTT東日本・西日本から説明及び日本ケーブルテレビ連盟より書面提出））。

（1）算定方法を見直す場合の**接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響**についてどう考えるか

- **競争関係に与える影響、設備効率化**のインセンティブ等の観点から、接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響を踏まえた接続料算定方法見直しの進め方について、関係事業者からは次のような提案があった。

- ・ **2本引きの回線は原価から除外する、1本目の回線についても損益分岐の期間を超えたものは原価から一定程度除外する**（第69回会合・KDDI）
- ・ **将来に発生する残置回線と、過去に発生した既存残置回線とで、二段階に分けて検討を進める**（第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ）
- ・ **残置回線の維持費用は残置させている事業者は支払うことが基本**であり、慎重な検討を要望するが、**仮に接続料の算定方法の見直しを行う場合であっても、過去の既存残置回線はスコープ外として、将来利用する回線利用に関してのみ適用**することが妥当。（第70回会合・日本ケーブルテレビ連盟）
- ・ **20年前から**（NTT東日本・西日本のシェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続を）**使用している事業者と、近年利用を始めた事業者**（ケーブルテレビ事業者等）**に対して一律に、過去生じた残置回線を考慮した料金改正を行うことは公平性の観点から問題**。
- ・ **ケーブルテレビ事業者は、シェアドアクセス方式**（のNTT東日本・西日本の加入光ファイバとの接続）**から自前設備に切り替える場合等には、**（NTT東日本・西日本の）**引込線は原則撤去している**。（第70回会合・日本ケーブルテレビ連盟）
- ・ **急激な分岐端末回線単価の上昇は、地域における光化を抑制することや中小規模の事業者の経営への影響**が懸念される。（第70回会合・日本ケーブルテレビ連盟）

- これらの提案に関して、NTT東日本・西日本は、次のような見解を示している（第70回会合）。

- ・ 残置期間に応じて費用を異なる扱いとするには、新たに**システム改修等に係るコスト**が必要。
- ・ （KDDI提案について、）システム上、住所単位で設備を管理しており、建物単位での設備管理を行っていないこと、同一住所に複数の建物が存在するケースは多数あることから、**2本引きのケースに該当する設備を特定するためには現地調査が必要**となり、相当の稼働とコストが発生する。
- ・ （ソニーネットワークコミュニケーションズ提案について、）**残置回線は、過去に発生したか将来に発生するかによらず、シェアドアクセス**（方式の加入光ファイバとの接続）**を利用する全ての事業者で活用可能なことを踏まえれば、残置回線となった時期によって異なる扱いとすることは適切ではない**。

- 今般、構成員からの追加質問（第70回会合の議論を踏まえた追加質問・関口構成員）に対し、**システム開発が必要となる場合の開発費用**を網使用料に含めることとした場合の試算値等について、NTT東日本・西日本から回答があった。

算定方法見直しの進め方について

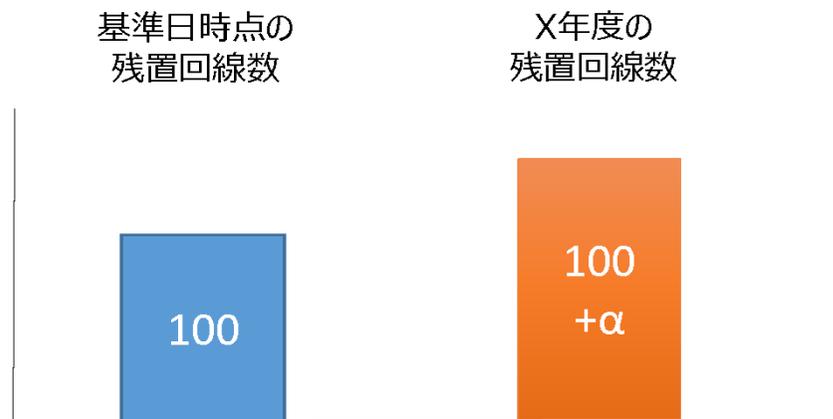
- NTT東日本・西日本からは、システム開発経費の試算のほか、**システム改修を要しない形で**、接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響を踏まえた**算定方法の見直しを行う方策の提案**があった。
- また、KDDIからも、同様に、システム改修を要さない見直しの方策の提案があった。
 - ※ ただし、NTT東日本・西日本、KDDIいずれも、基本的には残置回線に係るコストを全て分岐端末回線の網使用料として回収することに賛同する立場であることに留意。
- その他これまであった提案も含めてまとめると、算定方法見直しの進め方については次のような案が考えられるのではないかと。 (以下、算定方法見直しまでに生じる残置回線を「**既存残置回線**」、見直し後に生じる残置回線を「**新規残置回線**」という。)

	1. 見直しを行わない		2. 段階的な見直しを行う				3. 見直しを行う			
			①新規残置回線からは維持管理費を回収しない		②新規残置回線のコストを平均的に維持管理費から減額する (NTT東日本・西日本提案)				③新規残置回線のコストを維持管理費から減額し、加えて既存残置回線のコストも段階的に減額 (KDDI提案)	
案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 全残置回線から維持管理費を回収 現用回線の網使用料に影響なし (現在のコスト回収方法を維持) 		<ul style="list-style-type: none"> 既存残置回線からは維持負担額を回収し、新規残置回線からは回収しない 新規残置回線のコストは現用回線の網使用料に加算 		<ul style="list-style-type: none"> 全残置回線から維持管理費を回収 ただし、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算 (全事業者一律) 減算分は現用回線の網使用料に加算 		<ul style="list-style-type: none"> 全残置回線から維持管理費を回収 ただし、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算するとともに、既存残置回線のコストも5年間で段階的に減算 (全事業者一律) 減算分は現用回線の網使用料に加算 		<ul style="list-style-type: none"> 残置回線から維持管理費を回収しない その全額を現用回線から網使用料として回収 	
必要コスト	0		類似事例では、システム改修に10億円 (回線管理運営費に係る加算額として回収する場合、現用回線に+5~10円/回線)		0		0			
接続料単価 (単位: 円/回線)	東	現用: 328 残置: 250	東	現用: 328→361+5~10 (5年後) 既存残置: 250	東	現用: 328→361 (5年後) 残置: 250→191 (5年後)	東	現用: 328→465 (5年後) 残置: 250→0 (5年後)	東	現用: 465 残置: -
	西	現用: 412 残置: 468	西	現用: 412→497+5~10 (5年後) 既存残置: 468	西	現用: 412→497 (5年後) 残置: 468→358 (5年後)	西	現用: 412→762 (5年後) 残置: 468→0 (5年後)	西	現用: 762 残置: -
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 「特殊な状況」が解消したこととの関係が不明確 		<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみ 残置・撤去を判断した事業者が維持負担額を支払うという観点で合理的 NTT東日本・西日本におけるシステム改修が必要であり、改修経費は接続料原価として回収される 既存残置回線に係る維持管理費単価は0にならない 		<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみ 新規残置回線について、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払う 維持管理費単価は0にならない 		<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は全ての残置回線のコスト (5年間で段階的に網使用料化) 新規残置回線については、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払うこととなる 5年の経過措置期間後には維持管理費が0円となる 		<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は全ての残置回線のコスト 維持管理費が0円となる 残置回線数の少ない後発事業者の事業への影響が大きい 	

※ 接続料単価については、令和4年度適用接続料が今後も継続すると仮置きした上で、新規残置回線の純増・既存残置回線の純減については年度ごとに5%ずつ増減すると仮定。

- **システム改修に要するコスト、費用負担の公平性、競争関係に及ぼす影響**等を踏まえ、進め方についてどのように考えるか。

(別紙) 費用負担のイメージ



残置回線の負担割合
(維持負担額)

100% 100 / (100 + α) %



当該比率を維持負担額に乗じた単金を適用することで、残置回線によらず一律に残置回線の増分見合い (+α分) を費用から控除

網使用料の
接続料原価に付替

0% α / (100 + α) %



当該比率を維持負担額に乗じた金額は接続料原価に算入し、回収

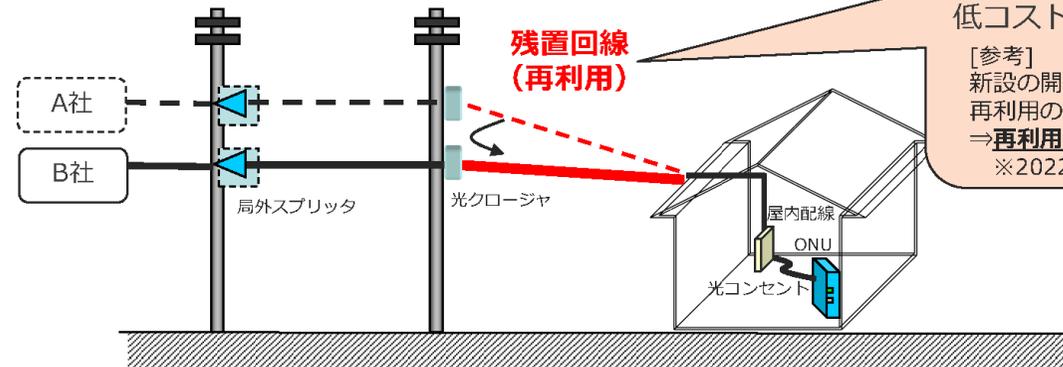
KDDI意見（基本的な考え方）[1 / 2]

- 「**既存残置回線も網使用料へ見直す(≒維持管理費を現用回線で回収)**」ことは、**既存残置回線が新規参入・後発事業者においても再利用可能**であり、**受益主体と費用負担の公平性の観点**※1から合理性があること、また、**現行の接続ルールにおける中長期的な課題を解消する観点**※2からも、必要な措置であると考えます。

※1：残置回線の再利用により新設工事と比較し、効率的・低コストでの開通が可能であり、**当該メリットを新規参入・後発事業者も同様に享受**。

※2：既存残置回線が網使用料化されず、維持管理費が発生し続ける場合、仮に接続事業者が事業撤退した後においても**全回線を撤去しない限り費用負担が継続**され、中長期的に、経営破綻等による当該費用の未回収リスクが生じる（**未回収が生じた場合、シェアアクセス方式以外の接続事業者も含め、全接続事業者で貸倒費用を加味した接続料での負担が生じる**）。

<A社[廃止事業者]→B社[再利用事業者]の再利用イメージ>



新規参入・後発事業者においても**既存残置回線の再利用は可能**であり、**再利用時のメリットを同様に享受**



既存残置回線も含めた網使用料化が適当

残置回線の再利用により効率的・低コストでの開通工事が可能

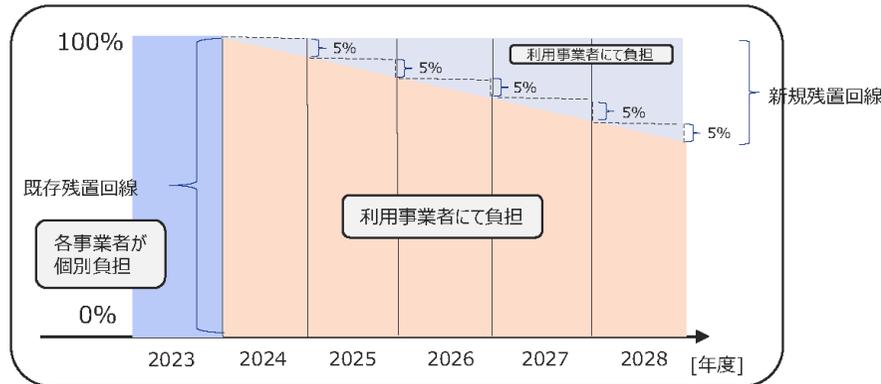
[参考]
 新設の開通工事費：14,193円/工事
 再利用の開通工事費：6,014円/工事
 ⇒**再利用時は▲8,179円/工事の値差**
 ※2022年度適用接続料（東日本）

KDDI意見（段階的な見直しの一案）[2 / 2]

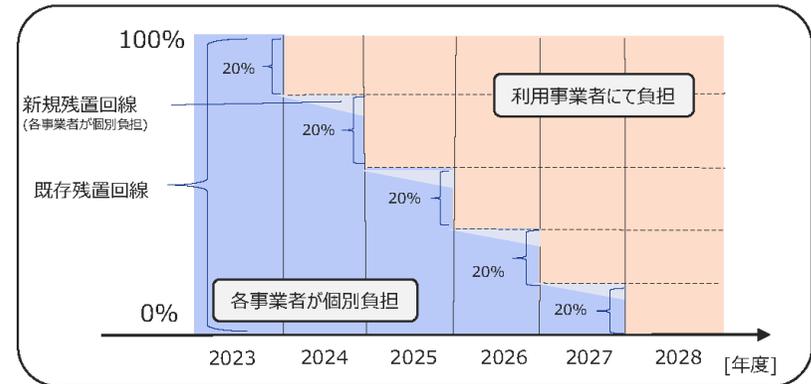
- “仮に”段階的な見直しが必要である場合、急激な接続料の変動を抑制する観点から、**例えば5年間かけて段階的(毎年20%)に既存残置回線の原価を現用回線の接続料原価へ付替**してはどうか。（付替・接続料への影響イメージは以下の図のとおり。）
 - 2024年4月に算定方法を見直すと仮定。2022年度適用接続料ベースのNTT提示額を用いて、影響額を算出
 - 新規残置回線については2024年度～2028年度の5年間分は現行通り、接続事業者が個別負担する ※新規残置回線は既存残置分の5%分年間増加すると仮置き
 - 再利用/転用/撤去により残置解消されて既存残置回線分(年間5%と仮置き)は付替対象から除外し、影響額を算出
 - 5年間の経過期間後においては、残置回線から維持管理費は回収されず、現用回線の原価にて網使用料として回収
- 当該措置においては、**新規参入事業者への負担影響を一定程度軽減**できるものと思料
- 煩雑な回線管理が不要であるためNTT東西殿のシステム開発は発生せず、**接続料への追加影響は発生しないと想定**。

<付替イメージ>

KDDI案



段階的な見直しの一案



<接続料影響のイメージ(円)>

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
東	現用	328	465	465	465	465	465
	残置	250	-	-	-	-	-
西	現用	412	762	762	762	762	762
	残置	468	-	-	-	-	-

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
東	現用	328	355	383	410	438	465
	残置	250	200	150	100	50	0
西	現用	412	482	552	622	692	762
	残置	468	374	281	187	94	0

（2）算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断について、どのように整理すべきか

- NTT東日本・西日本からは、回線廃止時には原則としてそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、ユーザ利便に適う（第68回会合）との考えが示された一方、接続事業者からは、過去生じた残置回線について、損益分岐の期間を超えて残置し続けると残置した方が費用負担が大きくなる（第69回会合・KDDI）、将来の残置率が減っていく市場原理が働くよう議論を進めていく必要がある（第69回会合・ソニーネットワークコミュニケーションズ）等の指摘があった。
- この点、NTT東日本・西日本からは次のとおり追加的な説明があったところ（第70回会合）。
 - ・ 引込線等を撤去するためには撤去工事費が新たに発生する一方、残置することに伴う新たな費用は生じないため、増分費用（キャッシュアウト）の観点からすれば残置することが合理的。
 - ・ 仮に増分費用だけではなく、残置回線に係る保守コストについて接続料原価をもとに考慮した場合においても、未利用期間が相当継続しない限り残置した方がトータルでコスト低廉。
 - ・ 現時点において引込線の新設の約2割が残置回線の再利用によるものであることを踏まえれば、中長期では相当数の残置回線が活用されることになる。なお、建物の取り壊しや道路拡張工事等により撤去が必要となることが明らかなケースや、同一建物に複数の引込線等が設置されている等の理由により利用者から撤去の要望があったケースにおいては、引き続き撤去を行うことで、設備の効率化・利用者利便の向上に努める考え。
- そのほか、残置回線の状況について継続的に確認していく必要があるとする意見（第67回会合・佐藤構成員、第69回会合・KDDI）、再利用可能性有無を把握できる運用管理方法を実現する必要があるとする意見（第69回会合・KDDI）があった。

- 
- 算定方法を見直した後の残置・撤去に係る判断の方針については、接続事業者の合意を得て整理することが望ましいと考えられるが、NTT東日本・西日本と接続事業者間においては、今般のNTT東日本・西日本からの説明の内容も踏まえ、残置回線に係る運用について（引込線転用の実現までに結論を得ることを目的に）具体的な整理を進めていくことが適当ではないか。
 - 総務省においては、（今般判明したように、）残置回線の総量が光信号端末回線伝送機能のコスト全体に与える影響が大きいことも踏まえ、今後、残置・再利用の状況について、注視していくことが適当ではないか。

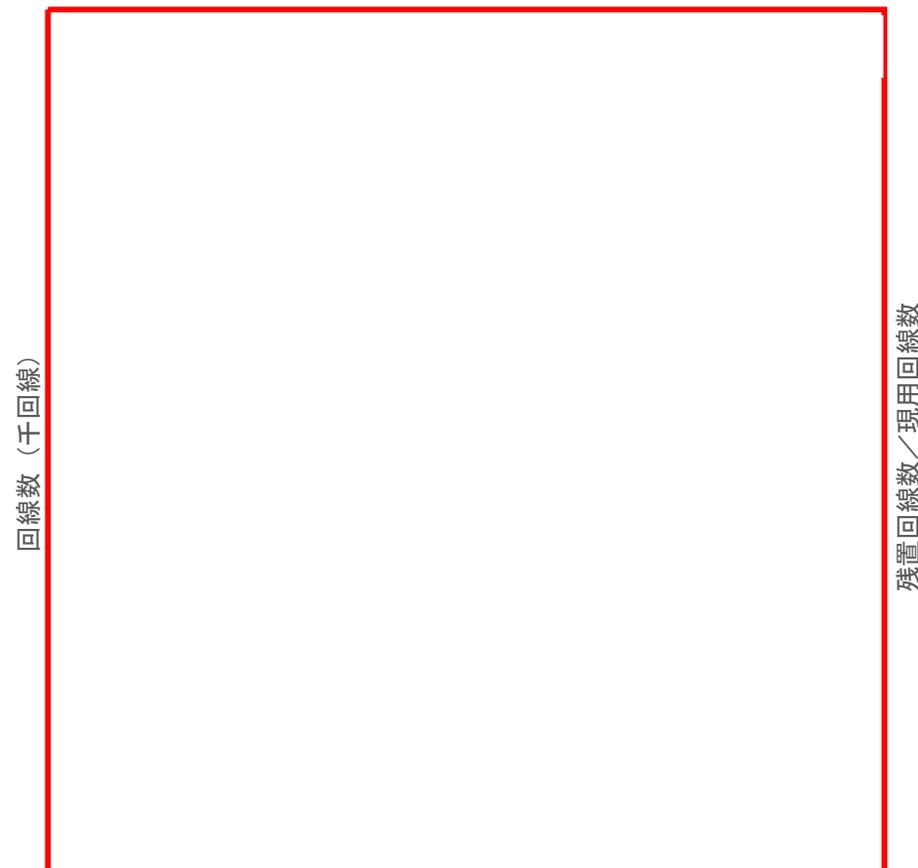
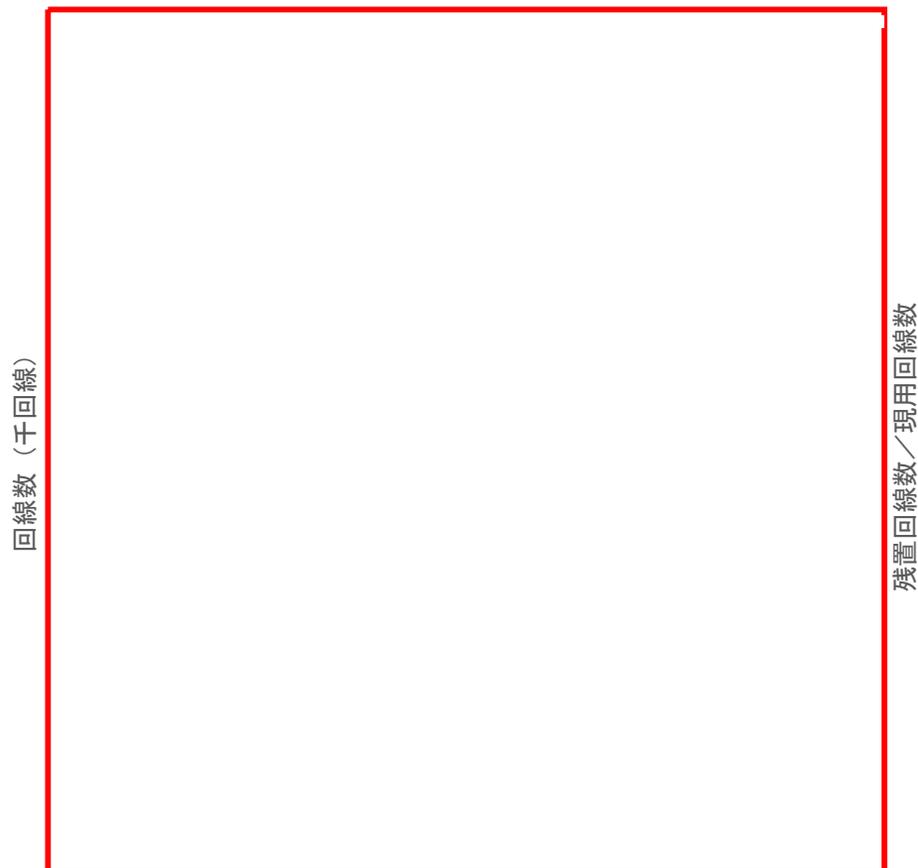
(参考)分岐端末回線における残置回線に係る状況等(2021年度末時点)

令和5年3月7日(火)第69回会合
資料69-1より抜粋

赤枠内構成員限り

現用回線数及び残置回線数 (東日本)

現用回線数及び残置回線数 (西日本)



NTT東日本 KDDI SNC その他 合計

NTT西日本 KDDI SNC その他 合計

■ 現用回線数 ■ 残置回線数 ■ 残置 / 現用

■ 現用回線数 ■ 残置回線数 ■ 残置 / 現用

既存の残置回線を含めて維持負担額の算定方法を見直す場合の影響額 (年間影響額試算(2021年度)・東西計)



1. 検討の経緯

- シェアドアクセス方式で用いられる光信号分岐端末回線（以下単に「**分岐端末回線**」という。）の接続料については、利用者との契約のある回線（以下「**現用回線**」という。）に係る接続料のほか、**利用者との契約の解約等によりサービス提供に用いられなくなった回線**（以下「**残置回線**」という。）に対しても、
- ・ **撤去する場合には**、接続事業者が当該回線の**撤去費用及び未償却残高を負担**
 - ・ **残置する場合には**、接続事業者が引き続き当該回線に係る**維持等に要する費用**（償却済み比率を考慮）**を月額で負担**することとされている。
- （現用回線と残置回線を区別せず原価を算定した上で現用回線数に応じて接続料を設定されている**他の接続機能（シングルスター方式等）とは異なり、網改造料に準じた取扱い**となっている。）

$$\text{接続料原価} = \frac{\text{回線コスト（残置回線に係るものを含む。）}}{\text{現用回線総数}}$$

（適用対象：**現用回線**）

シングルスター方式等

$$\text{接続料原価} = \text{取得固定資産価額} \times \text{設備管理運営費比率} + \text{減価償却費}$$

（適用対象：**残置回線を含む全回線**）

（網改造料における端末回線伝送機能の比率に基づく）

（法定耐用年数（20年）終了後は0円）

シェアードアクセス方式の分岐端末回線

- そのような残置・撤去費の費用負担方法をとっているのは、平成16年度における接続約款の変更（平成16年10月19日情報通信審議会諮問第1122号。同年12月21日認可）において、「**接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及び西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況**にある」とされたことを踏まえたものである。

- この点、本研究会（第64回）事業者ヒアリングにおいて、KDDI株式会社より、次のとおり論点提起があった。

その後、競争環境が変化してまいりまして、2011年度にはシェアード・フレッツ間の転用ができる形で、当時はシェアードとフレッツしかプレーヤーがいなかったため、転用ができる状況が生まれたところがございます。また2014年度には、コラボ光が提供開始されて大きく台頭してきたところがございます。今後、このコラボ光の事業者との転用の工事についても実現できるように、現在調整をしているところがございます。

こういった現状を踏まえますと、**当時の整理であった各事業者が専属的に利用するという整理が既に解消されている状況があるのではないかと**考えておりまして、このルールについて見直す議論をしていただけないかということで、御説明させていただいたところがございます。 【KDDI株式会社】

2. 検討を要する論点(案) (1/2)

令和4年11月30日(水)第65回会合
資料65-5より抜粋

次の論点について、接続事業者及びNTT東日本・西日本からヒアリングを行い、分岐端末回線の残置回線に係る接続料算定方法の見直しについて、要否及び(要する場合)見直しの方向性について、検討を深めることとしてはどうか。

(1) 残置回線の現状について

接続事業者及びNTT東日本・西日本(利用部門)における残置回線の現状はどうなっているか。(残置回線数の推移、転用等の進展状況、利用者への案内状況等)

(2) 「特殊な状況」の現状について

転用等の実現・進展により、分岐端末回線の残置回線についても、他の接続機能と同様、全ての接続事業者(NTT東日本・西日本の利用部門を含む。) が受益しうる設備となっているのではないか。あるいは、各接続事業者が専属的に利用するという「特殊な状況」が継続しているのか。

(参考) 転用等の実現・進展状況

NTT東日本・西日本(フレッツ光) - 接続事業者間の引込線転用の実現(平成23年度~)

NTT東日本・西日本(フレッツ光)・NTT東日本・西日本の卸先事業者(コラボ光)の事業者変更(令和元年度~)

NTT東日本・西日本の卸先事業者(コラボ光) - 接続事業者間の引込線転用の実現(早期実現に向け事業者間協議中)

(3) 「特殊な状況」の現状を踏まえた接続料算定方法の見直しについて

「特殊な状況」の解消が認められる場合、分岐端末回線の接続料の算定方法をどのように見直すべきか。残置回線の維持管理費と撤去費それぞれについてどのように考えるか。

(4) 転用等の実現後における残置・撤去の判断主体について

現在は「特殊な状況」を踏まえ、各接続事業者が分岐端末回線の残置・撤去の判断を行っているが、「特殊な状況」の解消が認められる場合、他の接続機能と同様、NTT東日本・西日本が残置・撤去の判断をするべきか。NTT東日本・西日本が判断主体となる場合の支障はあるか。

2. 検討を要する論点(案) (2/2)

令和4年11月30日(水)第65回会合
資料65-5より抜粋

(5) 既存残置回線の費用負担について

接続料算定方法を見直す場合、現行の算定方法に基づき、各接続事業者において残置・撤去の判断を行い、当該接続事業者が費用を負担している残置回線(既存残置回線)についても、算定方法を見直すべきか。

(6) 残置回線に係る取組みの進め方等について

残置回線については、利用者へのサービスの提供に用いられていない電気通信設備であるが、残置回線の数を減らしていくための取組みを行っていく必要はあるか。必要はあるとして、どのような取組みが考えられるか。

また、今回議論する算定方法の見直し等により、利用者等への利益はあるか。